

---

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの 最大限導入のための計画づくり支援事業

---

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ



脱炭素を通じて、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① **一人一人が主体**となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源を最大限に活用**することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決**に貢献できる

**エネルギー・  
経済の循環**  
再エネ・自然資源  
地産地消



洋上風力発電と太陽光発電

## 地域課題の解決

断熱・気密向上、雇用創出  
公共交通



山形県の高断熱省エネ住宅

**循環経済**  
生産性向上  
資源活用



真庭市の生ごみ等資源化施設

## 防災・減災

非常時のエネルギー源確保  
生態系の保全



台風被害で停電したが、迅速に復旧した千葉県睦沢町

## 経済・雇用

### 全村脱炭素化で林業再生・活性化 ＜群馬県上野村＞

- 森林資源を最大限活用した木質バイオマスによる熱電併給・薪ストーブの導入
- 系統を活用した地域マイクログリッドを構築し、レジリエンス強化
- 「山村全域の脱炭素化」×「林業再生・活性化」×「安心・安全なまち」を実現し、**移住・定住を促進**



## 快適・利便

### ゼロカーボンムーブの実現 ＜栃木県宇都宮市・芳賀町＞

宇都宮ライトパワー株式会社、N T Tアノードエナジー株式会社  
東京ガスネットワーク株式会社栃木支社、東京電力パワーグリッド  
株式会社栃木総支社、関東自動車株式会社

- 太陽光発電・大規模蓄電池を導入して**100%再生エネで稼働するLRTやEVバスを中心にゼロカーボンムーブを実現**
- 需要家側蓄電池の制御やEVバスを調整電源として活用し、**高度なEMS**を構築し、中心市街地の脱炭素化を実現



全国初の全線新設LRT: Light Rail Transit  
(令和5年8月供用開始)

## 循環経済

### 未利用もみ殻を活用した脱炭素化 ＜秋田県大瀧村＞

- 太陽光発電設備・蓄電池を公共施設等に導入し、大口需要家のホテルには自営線を活用して再生電力を供給
- 稲作地域特有の課題である**未利用もみ殻をバイオマス熱供給事業に有効活用**することにより、もみ殻の処理経費負担や周囲への飛散等の課題を解決し、**熱分野を含む脱炭素化**を図る



未利用資源(もみ殻)の活用



稲作もみ殻保管状況

## 防災・減災

### 避難施設への再生エネ導入 ＜福島県桑折町＞

- 蓄電池に充電された電力を用いて、町役場の必要照明を確保し、避難者の受入を実施
- 避難者に対して携帯電話の充電スポットを提供



写真提供：桑折町

発災当時の桑折町役場の様子



# 地方自治体の状況に応じた取組と支援策のイメージ

## (状況)

- 全国のモデルとなる先進的な取組を行いたい
- 2030年度目標の達成に向け、着実に取組を進めたい
- まずは、しっかりとした計画を作りたい
- まずは、手をつけやすい取組から始めたい

## (取組)

脱炭素先行地域づくりにチャレンジ

政府実行計画に準じた取組を実施

例) 太陽光発電50%以上、  
新築ZEB化、LED100%、  
電動車100%

住民・企業の脱炭素化を支援 例) ZEH、ZEB、  
ゼロカーボンドライブ

地域脱炭素・再エネ導入のための計画を策定

避難所となる公共施設等に再エネ+蓄電池を導入

## (支援策)

地域脱炭素の推進のための  
交付金 (脱炭素先行地域づくり事業・  
民間裨益型自営線マイクログリッド事業)  
※最大60億円の支援

地域脱炭素の推進のための  
交付金 (重点対策加速化事業)  
※最大20億円の支援

脱炭素化推進事業債  
※地方単独事業への地方財政措置  
(最大45%の地方交付税措置)

地域脱炭素実現に向けた  
再エネの最大限導入のため  
の計画づくり支援事業

地域レジリエンス・脱炭素化を  
同時実現する公共施設への  
自立・分散型エネルギー設備  
等導入推進事業



【令和7年度要求額 2,000百万円（758百万円）】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

### (2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

## 3. 事業スキーム

### ■事業形態

- (1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）  
 (1)④⑤(2)③(3) 委託事業

### ■補助・委託対象

- (1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）  
 (1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

### ■実施期間

- 令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～、  
 (2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度

## 4. 事業イメージ

### 2050年カーボンニュートラルの実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

## 1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

### ② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

### ③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

### ④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。

### ⑤ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を行うための検討を行う。

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

① 間接補助 3 / 4、2 / 3 (上限800万円) ② 間接補助 3 / 4 (上限800万円)  
③ 間接補助 2 / 3、1 / 2、1 / 3 (上限2,000万円) ④⑤ 委託事業

### ■ 補助・委託対象

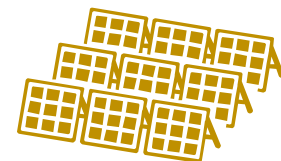
① 地方公共団体 ② 地方公共団体 (共同実施に限り民間事業者も対象)  
③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ④⑤ 民間事業者・団体等

### ■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②は令和4年度～、④は令和5年度～、⑤は令和7年度

## 4. 事業イメージ

### ①④⑤ 計画策定支援・横展開



### ②④ 導入調査支援



公共施設等への再エネ導入可能量調査等

### ③ 体制構築支援

地域再エネ事業の実施・運営体制の構築



計画的・段階的な脱炭素への取組へ

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# 地方公共団体実行計画の概要

- 地方公共団体は、**地球温暖化対策推進法**第21条に基づき、**地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）を策定**することとされている。

## 地方公共団体実行計画（事務事業編）

公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、**自らの事務及び事業**に関する温室効果ガス削減計画  
(すべての地方公共団体に義務付け)

## 地方公共団体実行計画（区域施策編）

- ① 事業者・住民等の取組も含めた**区域全体の削減計画**。以下4項目の施策と、**施策の目標**を定める。  
(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。)
  - ・ 再生可能エネルギー導入の促進
  - ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
  - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
  - ・ 循環型社会の形成
- ② **すべての市町村**は、①に加えて、**地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）の実施に関する要件**  
(対象となる区域（**促進区域**）、事業に求める**地域貢献の取組**等）を定めるよう努める。  
また、要件を満たす**事業計画について認定**を行う。
- ③ **都道府県**は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を定めることができる。

※令和6年度改正温対法により、令和7年4月から「地域の再エネ事業の実施に関する要件を市町村と共同策定」、「複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定等」が可能となる。



## ● 実行を見据えた（計画の策定に留まらない）実行計画の策定

- ✓ 脱炭素を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させるという視点で計画を策定する
- ✓ 庁内の部門が横断的に連携しながら、各施策に脱炭素の視点を取り入れる
- ✓ 民間事業者や金融機関、地域住民等の地域のステークホルダーを巻き込みながら計画を策定し施策を実施する
- ✓ 委託事業者任せっきりにせず、自治体職員自身も地域にとって何がベストなのか考えながら、一緒に計画を策定する

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

## 1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

### ② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

### ③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

### ④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。

### ⑤ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を行うための検討を行う。

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

① 間接補助 3 / 4、2 / 3 (上限800万円) ② 間接補助 3 / 4 (上限800万円)  
③ 間接補助 2 / 3、1 / 2、1 / 3 (上限2,000万円) ④⑤ 委託事業

### ■ 補助・委託対象

① 地方公共団体 ② 地方公共団体 (共同実施に限り民間事業者も対象)  
③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ④⑤ 民間事業者・団体等

### ■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②は令和4年度～、④は令和5年度～、⑤は令和7年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# 目標達成に向けた取組 一方向性、具体的な内容一

- 事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むことが求められている。
- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）  
令和3年10月の改定で目標を2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し、再生可能エネルギーの最大限の活用をはじめとした取組を記載している。
- 政府実行計画には、上下水道や廃棄物処理等が含まれていないため、自団体の実状にあった取組を適宜追加。

## 政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に盛り込まれた主な取組内容

### 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



### 新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

### 公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

### LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

### 再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

### 廃棄物の3 R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3 R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

## 1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

### ② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

### ③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

### ④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。

### ⑤ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を行うための検討を行う。

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

① 間接補助 3 / 4、2 / 3 (上限800万円) ② 間接補助 3 / 4 (上限800万円)  
③ 間接補助 2 / 3、1 / 2、1 / 3 (上限2,000万円) ④⑤ 委託事業

### ■ 補助・委託対象

① 地方公共団体 ② 地方公共団体 (共同実施に限り民間事業者も対象)  
③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ④⑤ 民間事業者・団体等

### ■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②は令和4年度～、④は令和5年度～、⑤は令和7年度

## 4. 事業イメージ



### ②④ 導入調査支援



公共施設等への再エネ導入可能量調査等

### ③ 体制構築支援

地域再エネ事業の実施・運営体制の構築



計画的・段階的な脱炭素への取組へ



# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

## 1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限促進するため、再エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

## 2. 事業内容

### ① 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

### ② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

### ③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

- ① 間接補助 3 / 4 (上限2,500万円)
- ② 間接補助 1 / 2 (上限800万円) ③ 委託事業

### ■ 補助・委託対象

- ① 地方公共団体 ②③ 民間事業者・団体等

### ■ 実施期間

- 令和3年度～令和7年度 ※(2)②は令和6年度～

## 4. 事業イメージ

### ①③ゾーニング支援・横展開



### 促進区域等の設定



### ②地域共生型再エネ導入調査支援

地域が望む再エネ事業の導入調査  
地域貢献 環境保全 その他



# 地域共生型再エネの導入の推進

再エネの最大限の導入のためには、**地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを増やすことが重要。**

## 環境省は、地域共生型の再エネ導入を支援

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

### 環境省による取組

- 改正温対法に基づく再エネ促進区域（地域脱炭素化促進事業）の運用に関する支援を実施
- 環境アセスメント制度により、地域共生型の事業計画の立案を促進
- 地域脱炭素の推進のための交付金等による支援を実施



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

## 迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応

- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足

### 環境省による取組

- 環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保。これらが不十分な事業に対し、環境大臣意見を述べる際は厳しく対応（例：埼玉県おがれまち小川町での事例）
- 各省における、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携



傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例



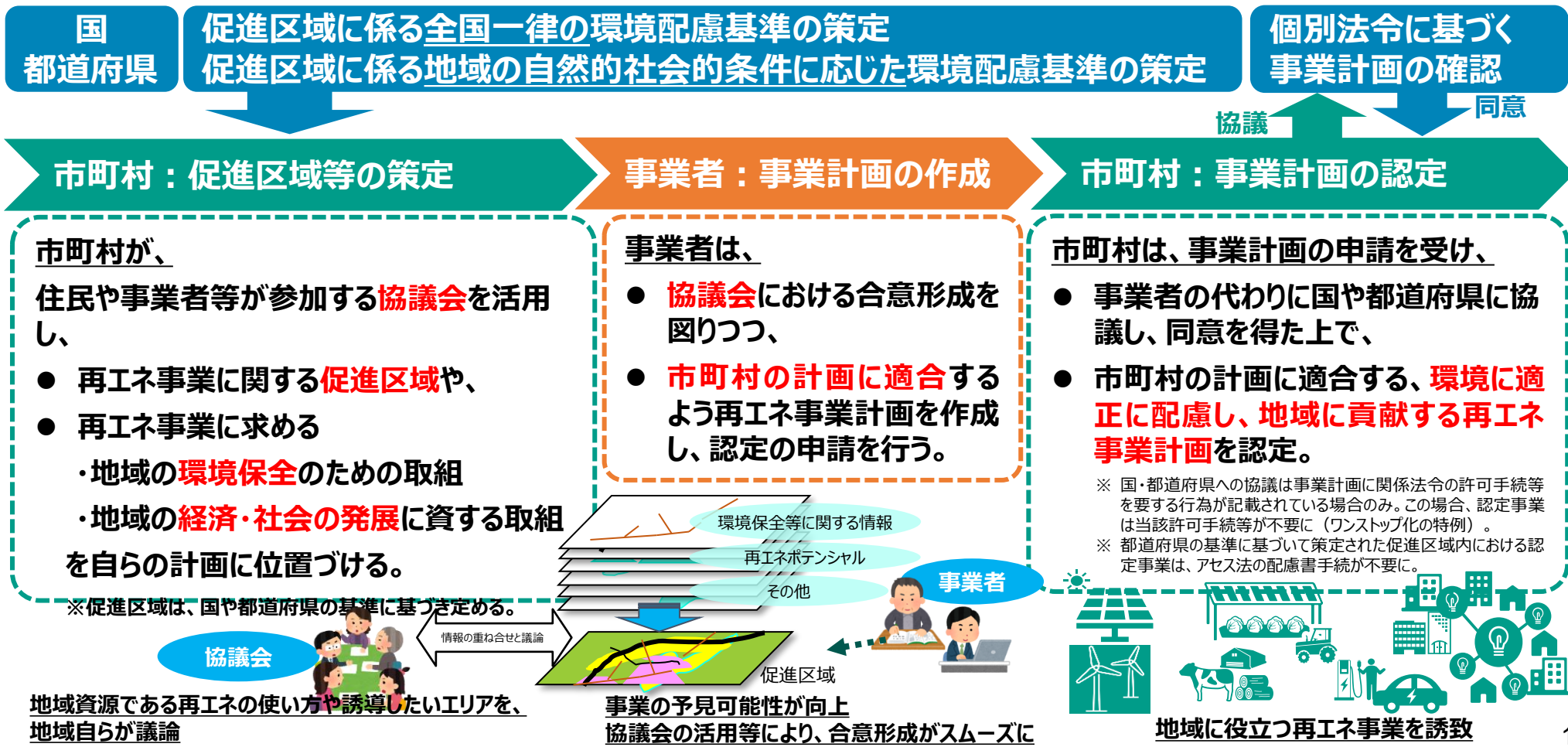
法面保護工が崩れて流出した事例

出典：いずれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

# 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

## 制度全体のイメージ





# 令和6年度 地球温暖化対策推進法改正の概要

パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の着実な実施を確保するための実施体制強化
- ② 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 等

改正法の施行期日：令和7年4月1日 ※一部の規定は公布日等施行

## 背景

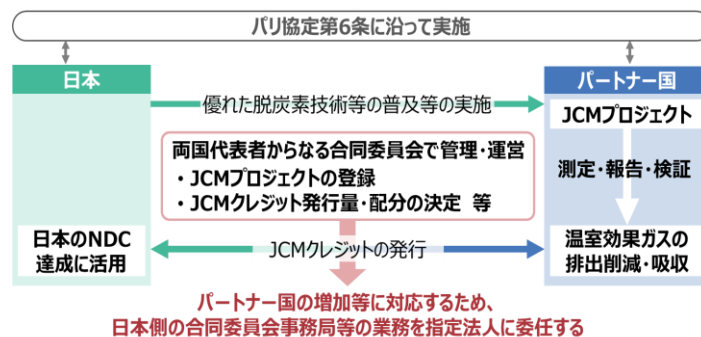
- ・二国間クレジット制度（JCM）は、優れた脱炭素技術によるパートナー国での排出削減に加え、脱炭素市場の創出を通じた我が国企業の海外展開やNDC達成にも貢献。
- ・増加するパートナー国・プロジェクトに関する調整や、排出削減・吸収量の目標達成※に向けて、JCMの実施体制の強化が急務。
- ・また、地域共生型再エネの導入促進のため、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。

※ パートナー国は2022年8月以降12か国増加し計29か国。また、2030年度までに累積1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保するとの目標に対し、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO2。（2024年2月時点）

## 主な改正内容

### ① 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等

- ・パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手続等を規定する。
- ・現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施しているJCM運営業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCMクレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度を創設する。



### ② 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

- ・現状、市町村のみが定める再エネ促進区域※等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととする。
  - ・許認可手続のワンストップ化特例について、対象となる手続を新たに追加する。
- ※再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域

上記に加えて、日常生活における排出削減を促進するため、以下に関する規定を整備

- ・原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進
- ・排出削減に資するライフスタイル転換の促進 等

2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現へ

JCMプロジェクトの例



バイナリー方式地熱発電（フィリピン）



廃棄物発電（ベトナム）

地域共生型再エネの例



水太陽光発電（埼玉県所沢市）



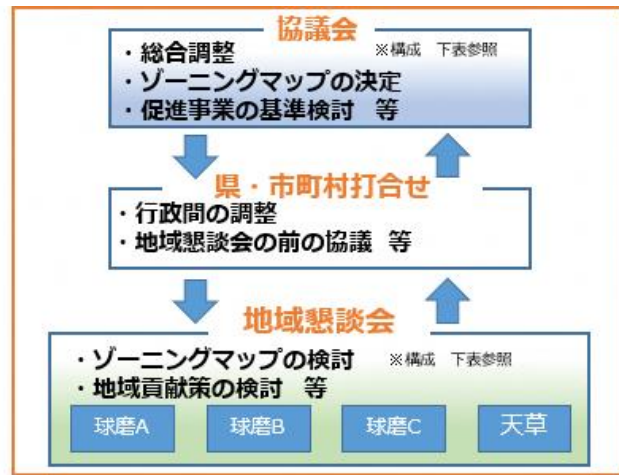
バイオガスプラント（北海道士幌町）





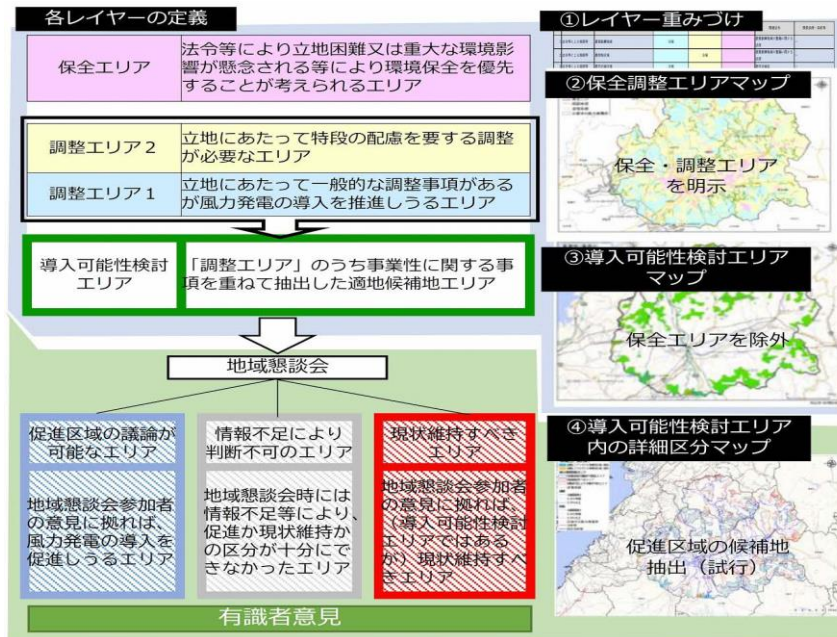
## 参考事例：都道府県による広域的ゾーニング（熊本県/風力）

- 熊本県では、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、県が主体となりゾーニング調査を実施し、県の環境配慮基準の策定、地域ごとのゾーニングマップの作成、促進区域となり得る範囲の検討を行いました。
- さらに、地域ごとに、森林組合、自治会、商工会など地域関係者を中心とした地域懇談会を県と市町村で共同開催し、県が作成したゾーニングマップをもとに、再エネ導入や環境保全に関する意見交換を通じて、より具体的な促進区域となり得る範囲を検討しました。



**協議会** 地域への再エネ導入に知見のある学識者、国や自治体を始めとする行政機関、地域関係者等による総合調整や合意形成の場として位置付ける。ゾーニング手法・ゾーニングマップの決定や地域脱炭素化促進事業の認定基準等を検討する。

**地域懇談会** 森林組合をはじめとする林業関係者等の地域関係者を中心としたゾーニング作業部会として位置付け、導入可能性検討エリアに対して意見を述べる。また、再エネ導入における地域貢献策を検討する。



ゾーニングと促進区域候補地の絞り込みの手順

これらをベースに市町村が候補地周辺の住民等と合意形成し促進区域を設定することを想定

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

## 1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限促進するため、再エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

## 2. 事業内容

### ① 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

### ② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

### ③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

- ① 間接補助 3 / 4 (上限2,500万円)
- ② 間接補助 1 / 2 (上限800万円) ③ 委託事業

### ■ 補助・委託対象

- ① 地方公共団体 ②③ 民間事業者・団体等

### ■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(2)②は令和6年度～

## 4. 事業イメージ

### ①③ゾーニング支援・横展開



### ②地域共生型再エネ導入調査支援

地域が望む再エネ事業の導入調査  
地域貢献 環境保全 その他



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

- 再エネ促進区域又は促進区域の設定に向けた検討の用意がある市町村の区域において、事業者が地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援

## 事業内容

- 次に掲げる調査を行うもの（Ⅰ又はⅡは必須、Ⅲは任意）
  - Ⅰ 立地予定地域の**経済及び社会の持続的発展に資する取組**や立地予定地域の**環境の保全のための取組**に係る**調査**又は／及び**再エネ設備の設計**（法令に基づいて行うものを除く）
  - Ⅱ 立地予定区域における合意形成のために行う**勉強会・講習会**や**広報活動**の実施、既設の再エネ設備の**視察**（法令に基づいて行うものを除く）
  - Ⅲ **事業化可能性の評価**において必要な調査・検討

※事業採算性が認められた場合には、補助事業完了後数年以内に再エネ設備を導入

## 補助要件等

- ◆ 交付率：1/2
- ◆ 交付上限：800万円
- ◆ 交付対象：民間事業者・団体等
- ◆ 実施期間：～令和7年度



出典：せたな町地球温暖化対策実行計画（令和5年11月）

## ＜事業イメージ＞

- 再エネ促進区域等において
- 景観や動植物への影響に係る調査及びその影響を抑えるための再エネ設備の設計
  - 地域貢献策を実施するために必要な地域の課題把握や地域資源の分析、具体策・実施スキームの検討
  - 地域住民等の理解促進のために行う既存再エネ設備の視察
  - 概算事業費の算出や事業採算性の検討等を実施

## 地域共生型再エネの導入

